

農地法第3条調査書

議案3条の	1		
権利の設定/移転の種類		所有権の移転	
土地の所在		地目	地積
桜井市大字山田***		田	2,290 m ²
譲受人		譲渡人	
住所	檀原市****	住所	神奈川県横浜市****
氏名	*****	氏名	*****

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該 当	
第1号	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
全部効率要件	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号	・農業生産法人以外の法人の取得でない。	する	しない
農地所有適格法人以外の法人	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号	取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込める。	する	しない
農作業の常時従事	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号	取得者が耕作の事業に供すべき農地が下限面積の20aを越える	する	しない
下限面積	下限面積(20a)未満であるが 令第2条第3項第1・2・3・4号に該当	する	しない
第6号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第2項第7号 地域調和	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域に協力し地域の取り決めに遵守し、農業上の農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に同調する等、取得後もいまままで通り同様に農地の利用を行うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

桜井市農業委員会事務局

農地法第3条調査書

議案3条の	2		
権利の設定/移転の種類		所有権の移転	
土地の所在		地目	地積
桜井市大字山田***		畑	1,688 m ²
譲受人		譲渡人	
住所	大阪府大阪市*****	住所	桜井市大字*****
氏名	*****	氏名	*****

農地法第3条第2項について

条文	具体的な内容	該 当	
第1号 全部効率要件	・保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべて農地を効率的に利用できるものと見込める。	する	しない
	該当しない場合 令第2条第1項第1号イ・ロ・ハ・ニまたは第2号イ・ロに該当	する	しない
第2号 農地所有適格法人 以外の法人	・農業生産法人以外の法人の取得でない。	する	しない
	該当しない場合 ・法第3条第3項の要件を満たす賃借権の設定である。 ・令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第3号 信 託	信託の引受による権利の取得でない。	する	しない
第4号 農作業の常時従事	取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込める。	する	しない
	該当しない場合 令第2条第2項第1・2・3・4・5号に該当	する	しない
第5号 下限面積	取得者が耕作の事業に供すべき農地が下限面積の20aを越える	する	しない
	下限面積(20a)未満であるが 令第2条第3項第1・2・3・4号に該当	する	しない
第6号 転貸禁止	貸人の農地であり転貸に当たらない。	する	しない
第2項第7号 地域調和	水利や農地利用の調整及び農薬の使用については地域に協力し地域の取り決めを遵守し、農業上の農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないように周辺地域に同調する等、取得後もいままで通り同様に農地の利用を行うと思われる。	する	しない

上記の通り、農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

桜井市農業委員会事務局

農地法第5条調査書

議案5条の		1	
譲受人		譲渡人	
住所 檀原市*****		住所 大阪府東大阪市*****	
氏名 *****		氏名 *****	
土地の所在	地目	面積 (㎡)	転用目的
桜井市大字芝*** 外1筆	田	2,726 ㎡	青空資材置場
土地の所在区域		都市計画区分	
市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域内	都市計画区域外
農業振興地域区分		農用地区区分	
農業振興地域内	農業振興地域外	農用地区域内	農用地区域外
農地の区分	農地の区分の該当事項	判断理由	
第2種農地	第2の1の(1)のオの(ア)のb	住宅、事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域で、その規模がおおむね10ha未満の区域。	

農地転用に関する許可基準

事 項	意 見	
・申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することはやむを得ないと認められるか	適当	不適當
・資力及び信用	適当	不適當
・転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無	あり	なし
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	確実	不確実
・行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み	確実	不確実
・農地以外の土地の利用の見込み	確実	不確実
・計画面積の妥当性	適当	不適當
・宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	適当	不適當
・周辺農地に係る営農条件への支障の有無	なし	あり
・一時転用である場合はその妥当性	適当	不適當
・法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	終了	未了

以上の通り、農地区分及び農地法第5条の許可基準から総合的に判断して転用はやむを得ないものと認める。

桜井市農業委員会事務局